

令和6年度消費生活相談の受付状況をとりました

～化粧品、健康食品に関する相談が増加しました～

令和6年度に、県消費生活センター4所に寄せられた相談（苦情）件数は5,523件で、前年度比103.3%と増加しました。商品・サービス別では、化粧品、健康食品に関する相談が増加し、このうち、1回限りのお試し商品と思ったが複数回条件となっていた、という定期購入に関する相談も増加しました。

◎ 令和6年度消費生活相談の主な特徴

- 1 年代別相談件数 60歳以上の相談割合は全体の42.6%（2,351件 前年度比105.7%）
- 2 商品・サービス別 「商品一般」に関する相談は全体の10.7%（593件 前年度比111.7%）
「化粧品」「健康食品」に関する相談が増加

化粧品	394件	前年度比109.4%
健康食品	280件	前年度比140.7%

「定期購入」に関する相談が大きく増加（370件 前年度比143.4%）
- 3 販売購入方法別 通信販売に関する相談は全体の36.3%（2,002件 前年度比103.2%）
- 4 商品別投資 商品別投資に関する相談は減少（68件 前年度比66.0%）
- 5 架空請求 架空請求に関する相談は減少（100件 前年度比60.2%）
- 6 県と市町村における相談件数合計 13,939件（前年度比98.7% 件数186件減）

※ 本プレスリリースは「長野県消費生活情報」HPに掲載しています。

<https://www.nagano-shohi.net/>

【参考】消費生活センターについて

消費生活センターでは、架空料金請求詐欺や悪質商法、事業者との買い物や契約でのトラブルなど、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員が受け付け、トラブル解決のためにお手伝いをしています。

県では消費生活センターを松本市内に設置しています。そのほか、全ての市町村が消費生活相談窓口を設置しており 消費者ホットライン188（局番なし）でお近くの相談窓口につながります。

相手を確認してから電話にでましょう！



- ☑在宅中でも留守番電話設定
- ☑迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用
- ☑ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

（問合せ先）

担当 消費生活センター 斉藤

電話：0263-87-7270（直通）

FAX：0263-40-3701

E-mail c-shohi@pref.nagano.lg.jp